

7/16
号不福#

違憲性を強調

安保法制 福井弁護士会会長が非難

福井弁護士会の寺田直樹会長は「憲法の前文と九条から、集団的自衛権を行使できるとは到底解釈できない」と、集団的自衛権の行

使容認を含む安保法制の違憲性を強調し、十五日の衆院特別委員会での強行採決を非難した。●面参照
寺田会長は「政府や法字

者の多くは憲法公布から七十年近く『集団的自衛権は認められない』と解釈してきた」と指摘。「長年の解釈を法的な裏付けもないまま百八十度変えることは、どんな法律家でも容認することはできない」と話す。一連の安保法制をめぐる動きに、弁護士の捉え方が

さまざまあることも指摘。寺田会長は「弁護士会の中で集団的自衛権が必要と考える人も少なくない」と話す。しかし「ほぼ全員が九条を改正しない限り安保法案は違憲だと考えている。必要性だけで安保法案を押し通すことは許されない」と主張する。

二〇二三年度に弁護士会長だった島田広弁護士は「一人一人の意見を『目に見える形』で直接訴えることが重要だ」と話す。
島田弁護士は「最近の選挙では強固な地盤で圧勝できる候補は少ない。無党派層から直接メッセージが多数届けば、選挙への危機感

から慎重論が飛び出すかも知れない」と分析する。「議員本人や自民党のホームページから誰でも簡単に意見

を伝えられる」として、より多くの人に声を上げるよう呼び掛ける。(大山弘)